

経営事項審査について

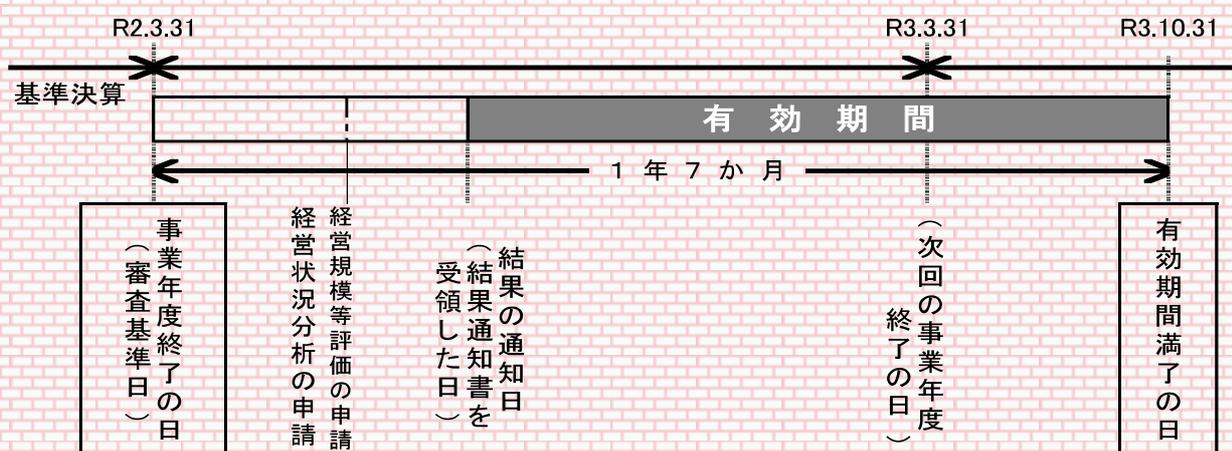
公共工事の受注(発注者と契約を締結すること)には、契約締結日の1年7か月前以降の決算日を基準日とする経営事項審査(以下「経審」)を受け、その結果通知書が交付されていることが必要です。

これは、公共工事発注者の入札参加資格の有無とは関係なく、公共工事の受注そのものに対し義務付けられるものです。

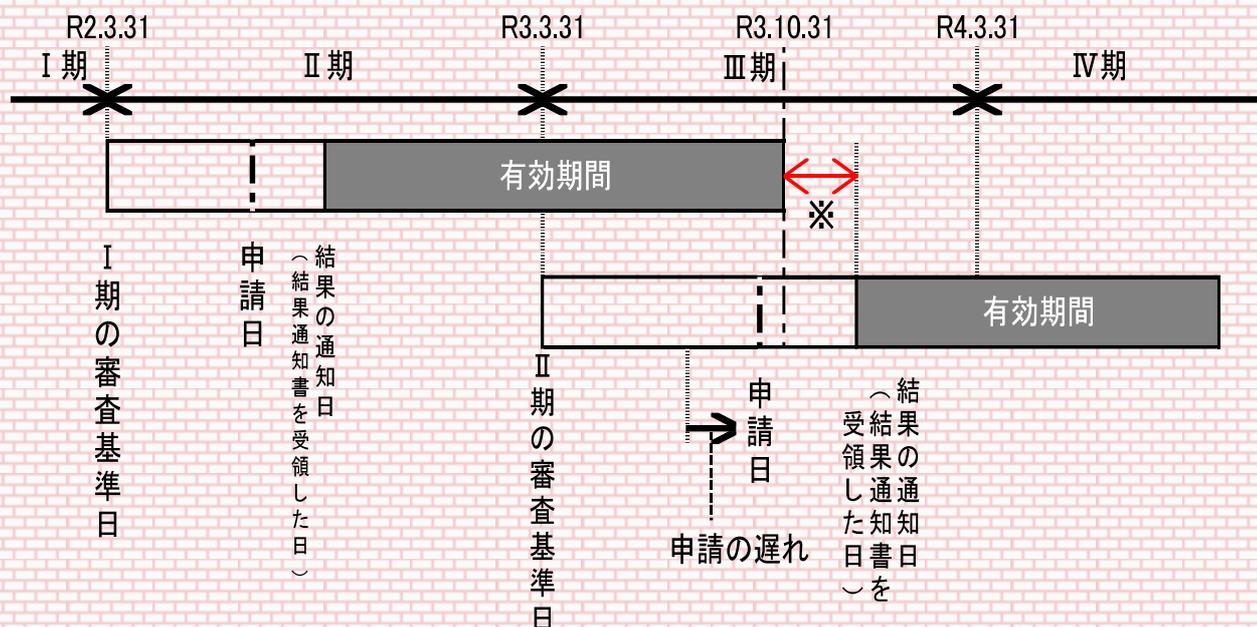
すなわち、経審の結果通知書は、交付後、当該審査の審査基準日から起算して1年7か月後の日までの間、公共工事の受注について有効であるといえます。結果通知の交付日に関わらず、審査基準日(事業年度終了の日等)が有効期間満了の日の起点となる点に注意してください。

(会社の合併・分割があった場合や、設立後最初の事業年度を迎える前に受審する場合など、事業年度終了の日以外が審査基準日となることもあります。)

なお、結果通知書の交付日は、経審を受審した月の翌月末となります。公共工事を受注する業者におかれましては、有効期間が切れることのないよう、適切な時期の受審を心がけてください。



注) 有効な結果通知書を交付されていない間(下図※の期間)は公共工事の受注ができません。



経審申請における注意点

◆ 受付後の内容訂正はできません（原則）

申請書類の受付後は、申請者側の理由による訂正はできません。

ただし、申請月の月末までであれば、当該申請を取り下げることができます。その場合、「取下願」（任意様式）及び「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の副本を提出してください。

経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本は不正使用防止のための処理を行った上で返還しますが、その正本及び手数料は返還しません。

（郵送又は投函（預かり）にて提出する場合は、結果が通知されるまで申請内容の錯誤に気がつかないことが考えられますので、特に注意してください。）

◆ 経審を申請するには、申請時点における建設業許可が必要です

経審を申請する業種は、申請時にその業種の建設業許可がなければなりません。許可の有効期限にご注意ください。

審査基準日時点で許可がない業種についても、経審申請時点で許可を取得していれば、経審を申請することができます。

なお、経審の受付後、結果が通知されるまでの間に廃業した場合や他行政庁から許可換え新規の許可が下りた場合などは、結果を通知することができません（この場合、審査手数料は返還しません）。

◆ 必要な変更届が提出されていなければなりません

建設業許可の要件となっている経營業務の管理責任者や専任技術者の変更届が提出されていないと、経審の受付ができません。

経營業務の管理責任者や専任技術者の変更があった方は、変更届が提出されているかどうかよく確認の上、経審を申請してください。

◆ 一番査基準日一申請（原則）

原則、一つの審査基準日につき申請は一回のみとなっています。ただし、以下の場合については、再度、同一審査基準日について経審を申請することができます。

- (1) 業種追加をし、その業種を審査対象業種とする場合
- (2) 未申請業種について審査対象業種とする場合（完成工事高の移行を理由とする場合を除く）

* 結果通知済みの総合評定値を変更するような申請は受付できません。

□ 郵送及び投函（預かり）による申請書類等の受付について ■

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、令和2（2020）年5月から当面の間、郵送及び投函（預かり）による申請書類の受付を実施しています。

提出方法については、経審の予約票に記載がありますので、郵送又は投函（預かり）にて提出される場合はよく確認の上、書類を提出してください。

* 従前通り対面による書類受付も実施していますので、いずれかを選択の上、申請してください。

審査基準の改正（令和2（2020）年4月1日）について

工事種別技術職員数（Z₁点）の加対象者（技術職員名簿に記載ができる技術者）として「認定能力評価基準（レベル4）」（以下、「レベル4技能者」）及び「認定能力評価基準（レベル3）」（以下、「レベル3技能者」）が追加されました。

【加対象者の条件とその証明書類】

- ① 審査基準日時点で、建設キャリアアップシステムにおいてレベル4技能者又はレベル3技能者に認定されている者。

⇒能力評価実施機関が発行する能力評価（レベル判定）結果通知の写し等で確認。

- ② 審査基準日より6か月を超える前から恒常的な雇用関係があり、かつ審査基準日時点で雇用関係を限定することなく常時雇用されている者。

⇒他の資格区分の技術者と同様の書類。詳細は「経営事項審査申請等の手引き」P46を参照。

※ 確認書類等について御不明な点などありましたら、愛知県都市総務課にお問い合わせください。

【能力評価（レベル判定）結果通知書の例示】

能力評価（レベル判定）結果通知書	
技能者氏名	殿
能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル3として認定します。	
【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種（呼称）】	鉄筋
【評価年月日】	2019年12月6日
【評価結果】	レベル3
2019年12月6日 鉄筋技能者能力評価実施機関	

解体工事業の技術者の経過措置終了について

とび・土工工事業の技術者を解体工事業の技術者とみなす経過措置が令和3(2021)年3月31日をもって終了となります。

これに伴い、直近の経審申請書の技術職員名簿において、項番 62 の有資格区分コードにアルファベットを含むコード(例:11A、21B等)が記入されている方については、一定の要件を満たさなければ、令和3(2021)年4月1日以降の経審申請においては、解体工事業の技術者としては加点できなくなります(要件に関しては、建設業許可における専任技術者の経過措置の考え方と同じです)。

また、とび・土工工事業及び解体工事業の2業種について、いずれも有資格区分コード「002」(10年実務経験)として加点対象となっている方で、年齢等から鑑み20年以上の実務経験年数が数えられない方については、経過措置の対象者として解体工事業の技術者とみなされている可能性があります。

当該者について、令和3(2021)年4月1日以降の経審においては、内容が解体である工事の実務経験が10年以上なければ、解体工事業の技術者として加点対象とはならないため注意が必要です。

解体工事業における実務経験年数の取り扱いについて(例示)

解体工事業の新設について定めた「建設業法等の一部を改正する法律」が平成28年6月1日に施行されます。これに伴い、令和3年3月31日までの間は、とび・土工工事業の専任技術者(既存の者に限る)も解体工事業の専任技術者とみなす経過措置が設けられます。つきましては、この経過措置を適用し、平成28年6月1日以降に、解体工事業又はとび・土工工事業の新規申請等(許可換え新規、設特新規、業種追加申請及び専任技術者の変更の場合を含む)を行う際に、実務経験により一般建設業許可の専任技術者になる場合の例示(主に建設業法第7条第2号「ロ」該当の10年経験のケース)は以下の通りです。

		経過措置期間	
		平成28年6月1日 (施行日)	令和3年4月1日
		← 以降 →	← 以降 →
A	10年 とび(解体以外) 技術者A 既存の者に該当	専任技術者(とび※1) ○ 専任技術者(解体※2) ○(経過措置により) 技術者Aによる2業種の兼任可。	×(経過措置終了により)
			○は専任技術者になれる。 ×は専任技術者になれない。 (以下同じ)
B	10年 解体 技術者B 既存の者に該当(但し、施行日時点で既に解体工事業の専任技術者の要件を満たしており、経過措置を適用する必要なし)	専任技術者(とび※1) ○ 専任技術者(解体※2) ○ 技術者Bによる2業種の兼任可。	
C	8年 解体 技術者C 既存の者に該当	専任技術者(とび※1) ○ 専任技術者(解体※2) ○(経過措置により) 技術者Cによる2業種の兼任可。	×(経過措置終了により)
	2年 とび(解体以外)		
D	8年 解体 技術者D 既存の者に該当	専任技術者(とび※1) ○ 専任技術者(解体※2) ○(経過措置により) ○(建設業法第7条第2号ハ該当(※3)) 技術者Dによる2業種の兼任可。	×(経過措置終了により)
	4年 とび(解体以外)		※3による場合は、技術者Dによる2業種の兼任可。
E	8年 とび(解体以外) 技術者E 既存の者に該当せず	専任技術者(とび※1) × 専任技術者(解体※2) ×	(実務経験が施行日をまたいでいるケース) →施行日時点で要件を満たしていないため、経過措置の適用を受けません。
	2年 解体(1年) + 解体(1年)		
F	2年 解体 技術者F 既存の者に該当せず	専任技術者(とび※1) ○ 専任技術者(解体※2) ×	(実務経験が施行日をまたいでいるケース) →施行日時点で要件を満たしていないため、経過措置の適用を受けません。
	8年 とび(解体以外)(7年) + とび(解体以外)(1年)		

※1 解体工事業を除く、いわゆる新とび・土工工事業を指す。なお、新とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とする。
 ※2 解体工事業を指す。なお、解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験のうち解体工事に係る実務経験年数とする。
 ※3 建設業法施行規則第7条の3第2号の表「解体工事業」の下欄中「7」とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有するもの」に該当

上記例示の場合において、「×(=専任技術者になれない)」表示があるものについて、経過措置期間中に不足している実務経験を積みこむことにより専任技術者としての要件を満たす場合は、経過措置期間中に「専任技術者の有資格区分の変更」を行うことにより、経過措置終了後も解体工事業の専任技術者として認められます(この場合「様式第9号 実務経験証明書」の作成が必要)。例えば、上記「C」(解体※2)又は「D」(解体※2)の場合において、経過措置期間中に、解体の実務経験を2年以上積みこむことで、解体工事業に係る建設業法第7条第2号「ロ」該当の専任技術者としての要件を備えることとなります。

平成28年5月31日までに請け負った旧とび・土工のうち解体の実務経験のみ実務経験期間の重複が認められます。

令和3(2021)年4月1日の審査基準改正(予定)について

令和3(2021)年4月1日から経審の審査方法が以下のとおり改正される予定です。

① 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W10)の新設

その他の審査項目(社会性等)(W)に、新たにW10として「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」の項目が追加され、継続的に知識及び技術又は技能の向上に努めている技術者・技能者を雇用している企業が評価されるようになります。

具体的には、審査基準日前1年間における技術者1人当たりが取得したCPD単位数や、審査基準日前3年間において能力評価基準のレベルが2以上上がった技能者数の割合を基準として評点を求めます。

② 建設業の経理の状況(W5)の改正

現行の審査基準で建設業の経理の状況(W5)の加点対象として認められている建設業経理士について、登録経理試験に合格するだけでなく、経理に関して継続的に知識の向上に努めていることが評価要件となります。具体的には、登録経理士講習実施機関に登録された1級・2級登録経理士でなければ、加点対象とならなくなります。

また、現行では公認会計士、会計士補及び税理士(以下「公認会計士等」となれる資格を有する者が加点対象として認められています)が、改正後は資格を有するだけでなく、公認会計士等として登録された者でなければ加点対象とならなくなります。

* 新しい審査基準に基づく経審の手引等については、追ってホームページ等にて案内をしますので、申請書の記載方法や確認書類等についてはそちらを参照してください。

申請様式の取り扱いについて

令和2(2020)年10月1日の改正建設業法施行規則の施行に伴い、経審の新様式についても施行されることとなりましたが、新しい審査基準による審査は令和3(2021)年4月1日より開始されます。

よって、新しい様式により提出される場合においても、令和3(2021)年4月1日より審査が始まる部分に関しては記載せずに申請書を提出されるようお願いいたします。

また、新しい審査基準による審査が開始されるまでの間については、旧来の様式による受付も行います。